

令和 7 年第 4 回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 4 月 25 日(金)午後 3 時 30 分から 4 時 20 分

2. 開催場所 安芸市役所 2 階 会議室

3. 出席農業委員(11 人)

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	大久保暢夫
会長職務代理者	3 番	樋口なぎさ
	4 番	西岡 秀輝
	5 番	川島 一義
	8 番	有澤 節子
	9 番	福本 隆憲
	11 番	千光士伊勢男
	12 番	小松 昭則
	13 番	小松 豊喜
	14 番	小松 昌平

4. 欠席農業委員(2 人)

6 番	栗山 浩和
10 番	公文 啓子

5. 出席農地利用最適化推進委員(6 人)

安芸町	渡辺 禎宏
伊尾木	黒岩 榮之
川北	中平 秀一
土居	入交 大輔
畑山	小松 光正
穴内	長野 榮徳

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出について

議案第 2 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 5 号 非農地証明願について

その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 三宮一仁

事務局次長兼振興係長 小松亜矢

事務局農地係長 弘井恭介

9. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。
定数 13 人、欠席 2 人、出席数 11 人であります。
欠席委員の 6 番の栗山委員、10 番の公文委員からは、それぞれ所用のため欠席の届出があっております。

次に、事務の概要報告をいたします。

24 日に高知市で開催されました常設審議委員会理事会に内川会長が出席しております。また、同じく 24 日に市役所で開催された担い手支援協議会幹事会に小松次長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により議事録署名委員に、福本隆憲委員、及び千光士伊勢男委員を指名いたします。

議長 それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書は 1 ページをお開きください。
(小松) 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届け出についてです。
 今回は、2 件の届出が出ています。

届出番号 1 番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり井ノ口の 11 筆で、面積は合計で 5,094 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 2 番です。議案書は 2 ページです。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり赤野の 13 筆で、面積は合計で 2,807 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。
説明は以上です。

議長 ただいまの報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出について質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請についてを議題とし、まず、申請番号①～③を事務局が説明いたします。

事務局 議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について説明いたします。議案書は 3 ページからになります。
(小松)

申請番号 1 番です。
譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり赤野の 2 筆で、面積は合計 1,004 m²です。
贈与による所有権移転の申請で、ユズ栽培を予定しております。所在地は、4

ページに地図を掲載しております。吉野池の南東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は1年前からナスを栽培し農業を営んでいます。申請地にはユズの栽培が予定されておりますが、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間300日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、4月14日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

次に申請番号2番です。議案書は3ページです。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり大井の2筆で、面積は合計で1,156㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズや野菜の栽培を予定しています。所在地につきましては、5ページに地図がございます。大井公民館の東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、水稻やユズを栽培し農業を営んでいます。今回の申請地でもユズや野菜を栽培する予定であり、農作業に従

事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 240 日が 1 名と 30 日が 1 名、35 日が 1 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズや野菜の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、4 月 15 日に有澤節子委員、有澤光喜委員に確認していただきました。

申請番号 3 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり伊尾木の 3 筆で、面積は合計で 292 m²です。

売買による所有権移転の申請で、果樹の栽培を予定しています。所在地につきましては、6 ページに地図がございます。伊尾木小学校の北方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法第 3 条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナスを栽培し、農業を営んでいます。今回の申請地では果樹を栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 300 日

が1名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。
次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には果樹の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、4月8日に内川会長、4月14日に黒岩榮之委員に確認していただきました。

申請番号①～③の説明は以上となります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号②を有澤節子委員、お願いします。

有澤委員 4月15日に確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

内川会長 4月8日に確認しました。間違いございません。

議長 それでは、審議をお願いします。

別になれば、採決いたします。

議案第2号農地法第3条許可申請（申請番号①～③）について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第2号農地法第3条（申請番号①～③）については、原案どおり決定いたしました。

次に、申請番号④については、千光士伊勢男委員が関係者になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います。

議長 それでは、議案第2号農地法第3条（申請番号④）を事務局が説明いたします。

事務局 申請番号4番です。議案書は3ページです。

(小松) 譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり僧津の1筆で、

面積は合計 1,097 m²です。

売買による所有権移転の申請で、野菜の栽培を予定しています。

所在地につきましては、7 ページに地図がございます。僧津集会所の西方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法第 3 条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、これまでに 25 年ほど農作業の経験もあり、今回の申請地では野菜を栽培する予定であります。農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 280 日が 1 名と 200 日が 1 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、4 月 11 日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、福本隆憲委員、お願いします。

福本委員 11 日に確認してきました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
別に無いようですので、採決いたします。

議案第2号、農地法第3条許可申請(申請番号④)については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 弘井係長
(弘井) 議案第3号の農地法第4条申請について説明いたします。
今回は1件の申請が提出されています。2件提出がありましたが、1件は穴内小学校のすぐの北側のところで、隣接した農地を墓地にする申請が出ており、現地確認にも行っていただきましたが、環境課に確認すると学校から近いので許可がないということだったので、取り下げとなりました。
申請番号1番、申請人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は田、面積は174㎡で、転用目的は墓地の建設です。
場所は9ページに地図を載せております。併せて現地の写真をお配りしますのでご確認ください。場所は、赤野榎ノ木橋の東にある農地です。現地確認は4月14日に栗山浩和委員、小松幸弘宏委員にさせていただきました。
次に、農地転用の許可基準についてですが、別紙A3サイズの農地法第4条調査書で説明いたします。
1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれにも該当しない農地であるためです。
続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。
検討事項①ですが、申請理由、申請人の現在の墓地が山の中にあるため、墓参りや管理が年々困難になってきております。できるだけ早く、車で行ける場所に墓地を移設したいと考え土地を探しておりましたが見つからなかったため、当該申請地を選定したものです。ほかに適した用地もないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。
資力や信用及び遅滞なく転用が行われるかにつきましては、貯金通帳の写しを確認し、問題ないと判断しました。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、墓地用地として転用面積が妥当であると判断しております。

周辺農地への支障につきましては、当該申請地の北側は農道を挟んで山林、南側及び西側は申請人所有の農地、東側は原野です。生活排水が生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しました。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではございません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

説明は以上です。

議長 それでは審議をお願いします。

豊喜委員 墓地は 14 m²と出ていますが、174 m²全てを個人墓地として転用しますか？

事務局 計画図が出ております。

(弘井) 駐車スペースが 3 台分、道具置き場、植栽スペースと通路部分が含まれます。

豊喜委員 分かりました。

議長 ほかにないようですので、採決いたします。

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請については、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請については、申請どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請についてを議題とし

て事務局が説明をいたします。

事務局 弘井係長

(弘井) 議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は1件の申請が提出されております。

議案書10ページをご覧ください。

申請番号1番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおり。登記地目は宅地、現況地目は畑、面積は28.88㎡です。転用目的は、住宅への進入路です。場所は11ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は井ノ口高台寺にある農地です。現地確認は、4月9日に小松昌平委員、西岡大作委員にさせていただきました。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内の農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在、申請地に隣接する宅地には譲受人所有の住宅が建っております。市道と宅地の間に当該申請地があり、住宅への進入には申請地を通らねばならない状況です。今回、進入に必要な土地を譲り受けることとなりました。進入路として利用するには、申請地以外の選択はないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金残高証明書の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、進入路用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は宅地、南側は譲渡人所有の農地、東側は一体利用地、西側は市道を挟んで宅地です。生活排水が生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しました。特定土地改良事業関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用面積は許可相

当であると判断しております。
説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、小松昌平委員お願いします。

昌平委員 4月9日に事務局と一緒に現地確認に行ってきました。
説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。
別に意見はないようですので、採決いたします。
議案第4号 農地法第5条第1項許可申請については、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第4号 農地法第5条第1項許可申請については、申請どおり決定いたしました。

議長 それでは、議案第5号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第5号、非農地証明願について、説明いたします。
(弘井) 議案書は12ページです。今回は1件の申請が出ております。
それでは、申請番号1番、申請人、申請地は議案書に記載のとおり。登記地目は田、面積は2筆合計で330㎡となっております。
所在地の地図は13ページに掲載しております。港町矢ノ丸保育園の南東方向にある農地で、現在は住宅が建っています。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
申請地は2筆ありまして、1筆は昭和40年に現所有者の母が住宅を建築、もう1筆は昭和40年に所有者(申請者)が取得し、住宅の庭として利用し、現在に至っています。現地の状況及び税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。
現地につきましては、4月11日に川島一義委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、川島一義委員、お願いします。

川島委員 申請番号1番です。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 別に無いようですので、採決いたします。
議案第5号 非農地証明願を、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第5号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。
それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局 (小松) 最初に、お手元にA4両面のチラシをお配りしておりますが、県の農業振興センターより「集落営農」について説明があります。呼んでいただけますのでお待ちください。

センター 安芸農業振興センターの岡林と申します。よろしくお願いします。
皆さんお忙しいところ、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。
それでは、集落営農についてご説明させていただきます。座って失礼します。
お手元に、集落営農について～「地域のこと、集落のこと」みんなで考えてみませんか？～という、両面の資料があると思います。農業委員の皆さんは、これまでに何度もこういったお話を伺っていたり、地域計画の中で話をされていると思うんですけれども、もしかすると、あまり馴染みのない方もいるかもしれません。そこで、集落営農について簡単にご紹介させていただきます。
集落・地域の状況が急激に変化しております。

こちらは、みなさんご存じかと思いますが、農業人口の減少、高齢化、後継者不足、鳥獣被害の増加、耕作放棄地の拡大など、いろいろな問題が大きくなっていると思います。こちらの資料の右側に、安芸市の年齢別農業人口の推移をグラフでお示ししています。2005 年から 5 年ごとに 2020 年までのグラフですけれども、青色が全体の農家人口、オレンジ色が 65 歳未満、灰色が 65 歳以上となっております。一番右側の 2020 年を見ていただきますと、当初の 2005 年から全体の農業者の数もかなり減っておりますし、65 歳未満がさらに減っております。65 歳以上は、そのままあまり推移していないですけれども、このまま 5 年後、10 年後になりますと、全体人口も減りますし、65 歳以下もさらに減る、農地を誰がどう守ってくかというのが、問題になってきます。

そこで、これからは、個人で守ってきた農業を、地域で助け合わなければ継続できなくなっている、ということで、その対策の一つとして集落営農があります。ということで、集落で農地の有効利用、農作業の効率化についてみなさんで話し合っ、集落の合意に基づいて農地の利用調整や機械の共同利用、作業受託などを進めていって、営農を継続していってはどうでしょうかということです。

では、実際に集落営農組織って、どういう活動があるのかということですが、集落営農に取り組むためには、集落営農組織を立ち上げる必要があります。それで、集落で困っていること、下の表にあります、主に個人で水稻に関する農業機械の費用が高い、次に壊れたら買い替える力がない、修繕するコストを抑えたい、そういった課題があるかと思います。その場合も集落営農組織の活動として農業機械の共同利用に取り組まれているところがございます。また、農業機械の共同利用だけでは個人でやっていけない、自分の田んぼを自分で守っていけない、後継者もない、でも農地は荒らしたくない、そういったことになりますと、水稻などの農作業の受託というものに取り組む集落営農組織の活動がございます。

また、それ以外にも、地元や集落を活性化させたいということで、農産加工や地域内外の交流活動に取り組む組織もあります。裏面をご覧ください。

そういった課題をいくつか組み合わせた形で集落営農組織が行われていまして、県内のほうでもたくさんあります。法人化した組織も増えています。水色の枠で囲んでおりますが、令和 7 年 1 月の集落営農の状況では、県内では 216 の組織が作られています。うち、法人化した組織が 42 組織あります。安芸市については、現在 2 つの組織がございます。安芸農業振興センター管内(芸西から東洋支所)では、現状、11 組織があるんですけれども、2 つは休止しております。8 つが活動していて、1 つは法人化されたところがあります。田野町のほうでも近々、法人登記されれば、2 つ目の法人が立ち上がるかたちになります。

集落営農組織は、どうなったらなれるのかということですが、以下の 4 点の条件

を全て満たせばなれます。1つ目は、地域計画(集落ビジョン)を作って、組織の規約がある。2つ目は集落内のおおむね過半の農家が組織に参加している。3つ目は事業計画書(又は営農計画)を作成している。4つ目は総会を年1回以上開催し、収支計画の策定及び実績を報告している。になります。

組織設立の経緯、県内の事例では、繰り返しになりますけれども、集落内に不耕作地が出始めたことを機に、地域内で話し合いをし、組織を設立したですとか、農家の高齢化や後継者不足、農地維持と稲作機械の負担軽減等の課題解決のため、組織を設立した。中山間地域等直接支払制度を機に集落の将来について話し合う中で、農地を守るために組織を設立した等のこれまでの事例があります。最後に、集落営農についてですが、一番大事なのは地域での話し合いになります。集落営農組織を立ち上げると、機械補助等もあつたりということで、まずはそこに行きがちなんですけど、大事なのは自分たちの地域・集落をどう守っていけるかを皆さんで話し合うことから始まります。なかなか大変ですが、今からでも遅くありません。

人が減るにつれて解決が難しくなりますので、困ってからでは手遅れになりかねません。農業者だけではなくて、土地持ちの非農家など、地域のみなさんで、全体で話し合っていくことが大切になります。また、集落営農組織という言葉にこだわらずに集落協定や多面的機能支払の活動組織の中で、みなさん、どうやっていくか話し合われていると思います。そういった話し合いのできる体制づくりをこれからも引き続き取り組んでいただきたいと思います。集落営農組織等に関心のある方は、ぜひ、振興センターまたは農林課までご連絡いただけたらと思います。本日は、お時間いただいてどうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。

(小松) 何かありましたら、農業振興センターへ直接、もしくは農林課の担当までご連絡ください。農業振興センターからは以上でよろしかったでしょうか。ありがとうございました。

事務局 机の上に置いていたと思いますけど、皆さんに出していただいた農業委員、推進委員の活動報告を1年分まとめていますので、回数とか内容とか確認していただいて、おかしかったら、僕の方へ連絡ください。右下の方、自己の点検評価のところをピンクに塗っていますが、みなさんの活動報告を見て、まとめています。変えるところがあれば、連絡ください。

もう1点ですが、活動記録の書き方です。みなさん、いろいろ相談を受けたりしていると思います。活動記録の書き方を簡単に書いています。それと、活動は毎

月 8 回です。この 8 回には、定例会と現地確認は回数に入りませんので、それ以外に 8 回となります。例えば、定例会に来る途中でパトロールしたとか、現地確認に行く途中でパトロールしたとかいうふうになれば、それを書いていただいたらいいです。また、分からないことがあったら、言ってきてください。

事務局
(小松) 来月、5 月 15 日 16 日に、11 市の協議会が、安芸市で開催されます。会場レイアウトと出席者数が事務局の高知市の方で取りまとめている最中でして、出揃ってきていないので、会場スペースの関係で皆さんにご案内できない可能性もありますけれども、高知市から連絡あり次第、皆さん、もしくは個別になるかもしれませんが、追ってご案内させていただきます。会長は、議長として 15 日の会議から出席していただく予定です。
また、来月の定例会は、5 月 26 日(月)です。
事務局からは以上です。

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 5 月 2 6 日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員